

別表2 公益的機能別施業森林における施業の方法

振興局 14:十勝 市町村 18:陸別町

【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な実施基準[参考] (注 1)
		林班	小班		
かん 水源涵養林	伐期の延長を推進すべき森林	1	1、3、5~7、9、10、12、14、16~24、26、28~33、35~ 39、41~44、47、48、51、52、55~59、66~73、75、76、 78、80、81、87~92、95~97、103、110	58.86	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下
		2	全域	9.21	
		3	全域	27.07	
		4	3~9、11、17、18、20~26、31、35、39、41~44、46~ 48、50~52	34.88	
		11	全域	7.67	
		12	全域	16.20	
		13	全域	14.30	
		14	全域	26.98	
		15	1、2	4.56	
		17	全域	13.25	
		22	全域	35.70	
		29	全域	10.68	
		30	全域	0.20	
		32	全域	0.24	
		33	全域	3.76	
		37	120~122	3.36	
		45	1	4.04	
		46	1、3~9、15、20~24	88.17	
		47	18、19、43~47、55	71.35	
		49	1、5、6、8、10~13、17~32、49	104.56	
		50	1、9、29	16.32	
		55	8~14、16、18~28、30~46	211.13	
		66	20~27	9.24	
		67	41~44	3.64	
		71	32~34	4.08	
		77	59、60、62、72、73、75、77	30.20	
		79	1、2、4~6、11~13、21~29	47.30	
		83	90~92	1.22	
		89	9、10	1.28	
		90	4、8、10、11、32、37、38、42、58~60、64、65、70、 82、85、88、90、92~94、108~112、117、125	51.77	
		91	2、5、7、11、12、15~56、58~70、72~82、84、85、 87、88、92~94、97、100~102、106、109、110、113、 119、124~129、131~133、135、138~140、145~154、 156~159	214.83	
		92	12、29~35、37、54、71、74~76、79、82、84、85、87、 89、91、93、103、111、112、116、118~120、123~126、 130~134、141、149~158、160~167、169、170、172、 174、178~180、182~195、197	95.26	
		93	17、77、89、91、92、106、155~164、166	9.24	
		97	75、76	0.80	
		99	11~18	15.12	
		103	30~33	3.00	
		106	20~22	1.92	
		107	8、20、27、62、140~154、156、157	23.40	
		108	84、86、107~111、114、116	7.03	
		129	66、69、81、83~86、90、92、106、121、132、133、154 ~156、159	5.48	
		130	67、70~72	2.24	
		131	133、134	3.96	
		142	全域	19.96	
		144	17~21	64.48	
		145	2	3.96	
		147	1、8、10、20、31	71.04	
		148	4~23	101.11	
		149	全域	122.28	
		150	全域	58.18	
			合計	1,734.51	
			伐採面積の規模 の縮小を行うべ き森林(注2)	該当なし	
	合計		0.00		

山地災害防止林、生活環境保全林、保 山地災害防止林、生活 環境・文化機能等維持林 環境保全林、保健・文 化機能等維持林	長伐期施業を推進すべき森林 (注3)	36	17、164、173~176	3.60	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下			
		43	1~6、8~26、29、31、32、34~44、46、49~51	134.75				
		44	1、2、5、12、15、17、19~23	32.59				
		45	2、3、5~7、12~19、22、24、25、27~34、36~41、43~ 45	130.15				
		59	全域	132.81				
		77	1~58、61、63~70、79~81、83~89	57.76				
		88	全域	50.36				
		89	1~8、11、13	82.76				
		90	1~3、5~7、9、12、13、17~27、29~31、33~36、39~ 41、43~45、52、62、63、107、113~116、118~124	93.99				
		91	8~10、13、14、86、90、99、107、108、117、118、120、 122、123	42.02				
		92	14~16、24、40~42、142、145、171、173	11.95				
		107	11~13	10.50				
		108	58、115	8.44				
		109	1、4、18、31、33、35、41、42	4.61				
		複層林施業 を推進すべ き森林	複層林施業を推 進すべき森林 (択伐によるも のを除く)	1		109	0.36	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維 持する
43	45、47、48			3.20				
44	3、6、14、16			5.68				
45	4、10、26、35、42、46			8.12				
89	12			18.20				
91	134			2.64				
109	2、3、6、8、9、19、20、30、36、38、40			12.31				
127	87			0.44				
129	160、161			2.37				
130	49~51、58、77			4.40				
145	61~63、67			3.24				
151	12、13			1.64				
合計				62.60				
市町村独自ゾーン	市町村独自ゾーンの施業方法			1	106、107	0.52	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維 持する	
				4	53	1.72		
		35	6、9、17、18、20	7.92				
		36	155、156、158	1.60				
		44	4、7~11	41.74				
		77	76、78	3.32				
		109	5、7、10~16、21~24、34、39	9.39				
		127	1、56	1.52				
		134	35、56~60	1.60				
		141	3、4	0.56				
		145	64~66	1.16				
		146	67~69	1.32				
		151	1~10	57.95				
		合計		130.32				
		市町村独自ゾーン	市町村独自ゾーンの施業方法	該当なし				特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を 維持する
合計				0.00				
合計				0.00				

(注1) 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令(森林法施行規則)で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

(注2) 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

(注3) 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な 林齢
人工林	スギ	64年以上
	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドノキ・ハンノキ(天然林を含む)	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	50年以上